② It is a person who disturbed the execution of the duty as the person and the staff who disturbed the fulfillment of the person and the highest bidder who disturbed the execution of a person who did the act of injustice for the compact prosecution and a fair competition of the contract, and it is ill-founded and it person who doesn't correspond to the person who doesn't perform a contract.

③ Have the Grade A, Grade B or Grade C in "Service", "Manufacturing" in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koshinetsu Area in fiscal years 2010, 2011, 2012

④ Prove to have actually engaged in fair amount of similar matters properly

⑤ Prove to have the ability to provide sufficient service with certainty

⑥ Prove to have no false statement in tendering documents

⑦ Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating

⑧ Meet the qualification requirements which Official in charge of disbursement of the procuring entity may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order

⑺ Time-limit for Tender : 2 : 00 PM, 2 September, 2011

⑻ Contact point for the notice : Kenichi Miyata, Procurement Department, Japan Pension Service, 5―24, Takaido-nishi 3-chome, Suginami-ku, Tokyo, 168―8505, Japan TEL 03―5344―1100

入札公告の取消

次のとおり取り消します。

平成23年6月24日

国立大学法人東京大学総長　濱田　純一

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13

○第10号

平成23年6月6日付（号外政府調達第103号・17ページ）掲載の入札公告第10号「自動細胞解析システム　一式」を取り消します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年6月24日

支出負担行為担当官

南関東防衛局長　深山　延暁

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　14

○第2号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　座間米軍（23）ボイラー室（384）新設機械工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　神奈川県座間市

⑷　工事内容

・ボイラー室（鉄骨造1階建て/延べ面積約1,250㎡）新設に伴う機械設備

・ボイラー機器（炉筒煙管式　8,400kg/h×3基）

・ボイラー補機類　1式

・屋外給気設備　約280m

⑸　工期　平成25年3月31日まで

⑹　使用する主要な資機材　炉筒煙管式パッケージボイラー　換算蒸発量8,400kg／h　3基、ボイラー煙道1式、ボイラー煙突　φ2,100×9,000H　1基、ドレンフィルター全自動式　中空糸膜エレメント　17.7㎥／h　1台、熱交換器　U字管式円筒多管形　790kW　1基、還水槽　3槽SUS製パネル型13㎥（1槽当たり）　熱交換器付580kW　1基、ボイラー監視盤　1面、屋外給汽用プレファブ二重管280m

⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の対象工事である。

⑻　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

⑼　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては南関東防衛局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　装備施設本部長から管工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

⑶　装備施設本部長が算定した管工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数）が1,100点以上であること。

⑷　平成8年度以降、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、炉筒煙管式ボイラー設備を施工した実績（共同企業体の構成員であった実績を用いる場合は、出資比率が20％以上であったものに限る。）を有すること。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア　主任技術者は、2級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

・建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者。

イ　監理技術者は、1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であると国土交通大臣が認定した者。また、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ウ　平成8年度以降に、⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

⑺　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、南関東防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（施本第1605号。6．8．31）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書による。）。

⑽　暴力団関係業者の排除

ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

イ　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次のアの技術提案を受け付け、ア～ウと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

ア　企業による技術提案

・「ボイラー室内配管及び屋外給気配管工事における施工品質について」

・「配管等資機材の加工・運搬搬入における省資源対策及びリサイクル対策について」